



山形県公報

平成17年7月19日(火)
第1660号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

県営土地改良事業計画の決定.....(村山総合支庁農村計画課)...823  
土地改良事業の計画変更の適当の決定.....(最上総合支庁農村計画課)...同

### 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会7月定例会の招集.....824

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(情報企画課)...同  
監査結果の公表.....(監査委員)...825

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第649号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営村木沢地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備事業(緊急整備型))事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営村木沢地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備事業(緊急整備型))事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所、村木沢公民館、大曾根公民館
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年7月29日から同年8月26日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 山形県告示第650号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年7月7日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 塩野東2期地区土地改廃事業変更計画書（暗渠排水）の写し
- (2) 泉田川土地改廃区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
新庄市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年7月19日から同年8月16日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第11号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成17年7月19日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年7月21日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の小学部における平成18年度使用教科用図書<sup>ろくしょ</sup>の採択について
  - (2) 山形県立博物館協議会委員の委嘱（任命）について
  - (3) 教職員の人事について

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借並びにプログラム・プロダクトの使用権の設定及びシステム制御プログラムの技術援助一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年6月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 年額 115,290,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年4月から平成17年6月まで実施した平成16年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成17年7月19日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関61箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関                              | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |
|------------------------------------------|------------|-------------|
| 薬 用 植 物 園                                | 平成17年4月25日 | 佐藤 藤彌・加藤 淳二 |
| 酒 田 東 高 等 学 校                            | 平成17年4月25日 | 佐藤 藤彌・加藤 淳二 |
| 酒 田 西 高 等 学 校                            | 平成17年4月25日 | 佐藤 藤彌・加藤 淳二 |
| 酒 田 工 業 高 等 学 校                          | 平成17年4月25日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 遊 佐 高 等 学 校                              | 平成17年4月25日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 酒 田 商 業 高 等 学 校                          | 平成17年4月25日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー<br>畜 産 試 験 場 養 豚 支 場 | 平成17年4月25日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー<br>農 業 生 産 技 術 試 験 場 | 平成17年4月26日 | 佐藤 藤彌・加藤 淳二 |
| 森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー                      | 平成17年4月26日 | 佐藤 藤彌・加藤 淳二 |
| 山 形 空 港 事 務 所                            | 平成17年4月26日 | 佐藤 藤彌・加藤 淳二 |
| 環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー                      | 平成17年4月26日 | 佐藤 藤彌・加藤 淳二 |
| 海 浜 青 年 の 家                              | 平成17年4月26日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 鳥 海 学 園                                  | 平成17年4月26日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 庄 内 職 業 能 力 開 発 セ ン タ ー                  | 平成17年4月27日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 産 業 技 術 短 期 大 学 校 庄 内 校                  | 平成17年4月27日 | 田辺 省二・濱田 宗一 |
| 庄 内 食 肉 衛 生 検 査 所                        | 平成17年5月23日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 金 峰 少 年 自 然 の 家                          | 平成17年5月23日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 鶴 岡 中 央 高 等 学 校                          | 平成17年5月23日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 鶴 岡 南 高 等 学 校                            | 平成17年5月23日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |

|               |            |             |
|---------------|------------|-------------|
| 小国警察署         | 平成17年5月23日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 小国高等学校        | 平成17年5月23日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 鶴岡北高等学校       | 平成17年5月24日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 庄内教育事務所       | 平成17年5月24日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 村山教育事務所       | 平成17年5月24日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 保健医療大学        | 平成17年5月24日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 総合療育訓練センター    | 平成17年5月24日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 加茂水産高等学校      | 平成17年5月25日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 水産試験場         | 平成17年5月25日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 鶴岡工業高等学校      | 平成17年5月25日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 工業技術センター      | 平成17年5月25日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 産業技術短期大学校     | 平成17年5月25日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 福祉相談センター      | 平成17年5月25日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 米沢警察署         | 平成17年6月1日  | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 置賜教育事務所       | 平成17年6月1日  | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 米沢女子短期大学      | 平成17年6月1日  | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 綱木川ダム建設事務所    | 平成17年6月1日  | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 新庄病院          | 平成17年6月1日  | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 河北病院          | 平成17年6月1日  | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 庄内地区水道事務所     | 平成17年6月7日  | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 鶴岡病院          | 平成17年6月7日  | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 北部発電管理事務所     | 平成17年6月7日  | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 大阪事務所         | 平成17年6月8日  | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 日本海病院         | 平成17年6月8日  | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 庄内地区水道事務所平田支所 | 平成17年6月8日  | 田辺 省二・加藤 淳二 |

|                 |            |             |
|-----------------|------------|-------------|
| 名古屋事務所          | 平成17年6月9日  | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 東京事務所           | 平成17年6月10日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 農業大学校           | 平成17年6月14日 | 加藤 淳二       |
| 農業総合研修センター畜産試験場 | 平成17年6月14日 | 加藤 淳二       |
| 最上地区水道事務所       | 平成17年6月14日 | 加藤 淳二       |
| 新庄神室産業高等学校      | 平成17年6月14日 | 加藤 淳二       |
| 酒田警察署           | 平成17年6月14日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 鶴岡警察署           | 平成17年6月14日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 温海警察署           | 平成17年6月14日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 新庄警察署           | 平成17年6月15日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 最上教育事務所         | 平成17年6月15日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 村山地区水道事務所       | 平成17年6月15日 | 田辺 省二・加藤 淳二 |
| 中央病院            | 平成17年6月15日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| がん・生活習慣病センター    | 平成17年6月15日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 救命救急センター        | 平成17年6月15日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 山形警察署           | 平成17年6月15日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |
| 高度技術研究開発センター    | 平成17年6月15日 | 佐藤 藤彌・濱田 宗一 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 海浜青年の家

(ア) 施設使用料に係る収納現金について、金融機関への払い込みが遅延しているものがある。

#### イ 総合療育訓練センター

(ア) 単価契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っているものがある。

#### ウ 新庄病院

(ア) 赴任旅費の支給が著しく遅延している。

#### エ 日本海病院

(ア) 前回監査において指摘された平成15年度の過年度団体医業未収金の過大計上について、措置が行われていない。

(イ) たな卸資産の残高管理並びに薬品の廃棄処分手続きが不適正である。

(ウ) 資産購入において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令等によらず、業者の選定・決定を行っているものがある。

オ 中央病院

(ア) たな卸資産の残高管理が不適正である。

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収 入

(ア) 行政財産使用料の調定事務が遅延しているものがある。(環境科学研究センター)

イ 支 出

(ア) 勤勉手当の支給額が誤っているものがある。(村山教育事務所、置賜教育事務所、最上教育事務所、鶴岡病院、中央病院)

(イ) 赴任旅費の支給事務が適切でないものがある。(河北病院)

ウ 契 約

(ア) 業務委託契約において、設計・積算が適切でないものがある。(米沢女子短期大学)

(イ) 工事契約に係る契約保証手続きが取られていないものがある。(中央病院)

(ウ) 資産購入に係る業者の選定手続き等が適切でないものがある。(中央病院)

エ 財 産

(ア) 工事に係る財産の管理が適切でないものがある。(山形空港事務所)

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤         | 正           |
|------------|------------|-----|----|-----------|-------------|
| 平成17. 7. 1 | 第1655号     | 738 | 15 | 酒田市文化センター | 酒田市総合文化センター |